

2017年度 成年後見人材育成研修 標準カリキュラム

使用テキスト ①『権利擁護と成年後見実践』(メインテキスト) ②『後見六法』 ③『専門職後見人と身上監護』
 ④『成年後見実務マニュアル』 ⑤参考資料集等

	課目	課目の目標	時間(分)	形態	講師	使用テキスト					統一 レジュメ	課題	
						①	②	③	④	⑤			
1日目 7月8日(土)	0 研修ガイダンス	1 研修の目的を確認する 2 研修概要、スケジュール、事前課題とその取り扱い等を理解する 3 受講における留意点及び修了要件を理解し、受講姿勢を明確にする	9:30 ↓ 10:00 (30)	講義	権利擁護センターばあとなあながの 名簿登録者						○	●	
	1 成年後見制度の解説	1 成年後見制度が成立した背景及び制度の趣旨と理念を理解する。 2 法定後見制度と任意後見制度の概要を理解する。 3 成年後見制度の周辺にある制度を理解する。 4 弁護士や司法書士等の専門職との連携について理解する。	10:00 ↓ 12:00 (120)	講義	リーガルサポートながの に依頼中	○	○	○			○	●	
	2 成年後見活動における 判断能力のとらえ方	1 成年後見制度における診断書、鑑定書について理解する。 2 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等を理解するために必要な医学的知識を修得する。	12:50 ↓ 13:50 (60)	講義	北アルプス医療センター あづみ病院に依頼中	○	○						
	3 社会福祉士と成年後見 ～権利擁護の視点から	1 社会福祉士の専門性を活かした権利擁護の視点を理解する。 2 権利擁護の諸制度や成年後見制度の課題と最新動向を理解する。	14:00 ↓ 17:00 (180)	講義	権利擁護センターばあとなあながの 名簿登録者	○	○	○			○		
2日目 9月9日(土)	4 財産法の基礎	成年後見制度活用のための財産法の基礎的知識を修得する。	9:30 ↓ 11:30 (120)	講義	リーガルサポートながの に依頼中	○	○					●	
	5 財産管理のための 知識	1 成年後見制度活用のための財産管理の基本的事項を理解する。 2 財産管理に必要な具体的方法に関する知識を修得する。	12:30 ↓ 14:00 (90)	講義	リーガルサポートながの に依頼中	○	○		○	○			
	6 後見事務の実際1	具体的事例を通して、財産管理の方法を理解する	14:10 ↓ 15:10 (60)	報告 解説	報告者：権利擁護センター ばあとなあながの名簿登録者 解説者：リーガルサポート ながのに依頼中	○	○		○				
	7 家庭裁判所の 実務の理解	1 家裁における後見担当部局の概要(裁判官、調査官、書記官それぞれの役割)を理解する。 2 家裁における家事審判手続きについて理解する。 3 不正防止への取り組み(監督人の選任、後見支援信託)について理解する。	15:20 ↓ 16:50 (90)	講義	長野家庭裁判所に派遣 依頼中	○	○				○		
3日目 9月10日(日)	8 家族法の基礎	1 成年後見制度活用に必要な親族法の基礎知識を修得する。 2 成年後見制度活用に必要な相続法の基礎知識を修得する。	9:30 ↓ 11:30 (120)	講義	長野県弁護士会に依頼 中	○	○					●	
	9 身上監護のための 知識	1 身上監護とされる項目を修得する。 2 成年後見制度活用上の留意点に配慮できるようになる。 3 権利侵害に対抗できる手続きを理解する。	12:30 ↓ 15:00 (150)	講義	権利擁護センターばあとなあながの 名簿登録者	○	○	○	○	○			
	10 後見事務の実際2	具体的な活動事例を通して身上監護の方法を理解する	15:10 ↓ 16:40 (90)	報告 解説	報告者：権利擁護センター ばあとなあながの名簿登録者 解説者：権利擁護センター ばあとなあながの名簿登録者	○	○	○	○	○			
4日目 10月21日(土)	11 演習1 ニーズの把握と対応	1 権利擁護ニーズについて理解する。 2 権利擁護に関わる制度の特徴と活用方法を理解する。	10:00 ↓ 12:00 (120)	演習	権利擁護センターばあとなあながの 名簿登録者	○	○		○		●	●	
	12 演習2 ネットワーク活用による 権利擁護(それぞれの立場 での権利擁護実践)	1 制度の限界を理解する 2 権利擁護について社会福祉士がとるべき態度について理解する。	13:00 ↓ 15:00 (120)	演習	権利擁護センターばあとなあながの 名簿登録者	○	○		○		●	●	
	13 今後の活動について	1 研修を振り返り、成年後見人に必要な知識・技術を共有する。 2 成年後見制度を活用するために必要な知識の理解度を確認するため、修了試験を行う。	15:10 ↓ 16:10 (60)	講義	権利擁護センターばあとなあながの 名簿登録者	○	○			○		●	